

令和6年度国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組公募説明会

質疑概要

※説明会後に個別に頂いた御質問は赤字で追記しています

No.	質問	環境省回答
公募について(全般)		
1	採択された後の流れを詳細に教えて欲しい。	R6年度は、環境省及び環境省業務を受託した事業者とともに、R7年度に実施する追加的取組の計画を策定する。 (なお、R7年度の追加的取組実施についてはR7年度予算成立を前提とする。)
2	宿泊施設単体ではなく、インフラや道路整備も含め、他省庁や地元自治体・他企業も巻き込んだ取組が必要と考えるが、本公募ではそこまでは対象となるか。	地域で連携した面的な取組は重要と考えるが、今回の公募は宿舎事業者による取組が対象となる。なお、宿舎事業者が主となっていれば、試行的取組の中で他の方と協働する事は可能である。
3	今回の支援対象となる施設は宿泊施設に限られるのか。宿泊施設も行っているアクティビティ施設は対象となるか。	宿泊施設を申請者として、チェックリストに記入いただいて応募頂く必要がある。 宿泊施設に前面に立つて頂く必要があるが、アクティビティ事業と連携して追加的取組を実施するということは問題ない。むしろ、同じ建物で同じ経営母体という場合などは、うまく連携し宿泊客に体験を提供できると思われるため、強みと考えられる。
公募について(追加的取組実施と環境省の支援について)		
4	追加的取組の対象となる項目2つは、各宿泊施設で決定するのか。	採択後に環境省及び環境省業務を受託した事業者とともに相談は行うが、最終的には各宿泊施設で決定する。
5	支援の内容を具体的に説明して欲しい。	例えば、追加的取組の一つとして、ガイドツアーを実施する場合、R7年度一杯かけて、関係者調整、ツアープログラムの検討、解説(ガイド)の中身の助言、実施体制構築、モニターツアー実施などの支援が実施できる。
6	追加的取組実施にかかる費用は設備投資等も含めて全て支援対象となるのか。	環境省からの支援は、環境省請負業務の中での支援を想定しており、金銭や設備投資への直接支援は考えていない。 他方で、既存の補助メニューを活用頂くことは可能であり、活用に関する助言を行うことは可能である。
7	ツアー造成などを計画したが、例えば悪天候などによりモニターツアーが中止となり、実施に至らなかった場合も支援対象となるのか。	悪天候の場合はリスク等の日程調整も行うつもりだが、モニターツアー実施の有無よりもR7年度末までにプログラムの造成や提供準備が整っていることが重要。そのため、モニターツアーの悪天候中止等により追加的取組が中止になることは想定されない。
8	計画策定や追加的取組の支援はどういった事業者や専門家が行うのか。	現在公告中の請負業務を受託する事業者であり、コンサルタント会社を想定している。業務の中で、必要な知識を持った方に助言頂けるよう調整する。 また、本ガイドラインを策定した検討会の有識者にも御助言を頂く予定としている。
9	既に行われている内容、これからの取組内容の両面の審査が行われると理解しているが、既存の取組が少ない場合、審査として不利になるのか。	現時点では断言できかねるが、同じような条件の場合は取組実績が高いところが有利になる場合はある。他方で、経営規模や取組内容についてバリエーションを持たせて勘案し採択するため、全く同じ条件となることないと思われる。
10	本試行的取組に参加する事業者のメリットは何か。	金銭的な直接支援ではないが、宿泊事業者としてやりたいことの立ち上げ支援ができる。今年度は計画策定を行い、来年度は具体的な取組の支援を行うことを想定しており、計画段階から支援を受けられることがメリット。
11	仮に試行的取組に採択され、R7度末に晴れて成果が達成できた場合、この取り組み自体が公表されたり、広報ツールとして活用可能となるか。	環境省としてもしっかりPRしていく。採択事業者においても広報素材として積極的に活用いただきたい。

R8年度以降の予定について		
12	R8年度以降、同様の事業（試行的取組の公募）はあるのか。	未定である。
13	R8年度以降、国立公園宿舎事業者がガイドラインに従うメリットは何か。	現時点で決まったものはない。今後試行的取組として採択事業者からいただいたご意見や、検討会での有識者の意見を踏まえしっかり検討するとともに、ガイドラインも見直していく。なお、少なくとも、ガイドラインに沿った宿泊施設についての周知は行いたい。
14	R8年度以降、ガイドラインを本格運営する際も、既存の補助メニューに関する採択の優遇があるのか。	今回の試行的取組については、既存の補助メニューのうち、上質化事業、多言語事業は環境省として優先採択できる。他は約束できるものではないが、試行的取組の一環として、申請に係る支援は可能である。 R8以降については、今後検討していくものであり、現状で決まっている事項は無い。
説明会後に頂いた御質問		
15	組合として応募してもよいか	応募者すべてが宿舎事業者であることを確認する必要があるため、組合名での応募は認めない。複数の宿舎事業者が連名で応募することは認めるが、連名での応募を行う場合は、様式2、様式3の「1. 概要」「2. 宿泊施設の特徴」について、参加する全ての宿舎事業者でそれぞれ作成すること。 また、1件としての採択となるため、試行的取組を行うに当たっての支援等も1件分となることをご承知おき頂きたい。 なお、円滑な事業実施のために、1事業者が代表して申請を行い、面的な取組を実施する中で他事業者が参画することを推奨する（その場合、環境省の支援はあくまでも応募者に対してのものとなる）。